

前略 いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

健康保険・国民年金・社会保険の改正について

1. 国民健康保険料(名古屋市の場合)

平成28年度より、保険料の最高限度額が変更になります。

国の基準の改正に伴い、平成28年度の保険料の最高限度額を、以下のとおり変更します。この変更により、中間所得者層の保険料の負担軽減を図ります。

医療分 52万円 54万円
 支援金分 17万円 19万円
 介護分 16万円(変更なし)

合計額は、85万円から89万円に跳ね上がります

後期高齢者医療保険の最高額は、年間 57万円です

2. 国民年金

国民年金保険料は、1ヶ月 15,590円 から 16,260円 へ引き上げられます。毎月670円の増額

国民年金前納割引制度(口座振替 前納)について、一括払いすると割引になります。

口座振替の振替方法は、
 (1)2年前納(4月～翌々年3月分)
 (2)1年前納(4月～翌年3月分)

まとめて前払い(前納)すると、割引が適用されるのでおトクです。

平成29年度の保険料額は、平成29年2月下旬に告示される予定です。

参考：平成28年度の振替方法別割引額

振替方法	1回あたりの	割引額	2年分に換算	振替日
	納付額		した割引額	
2年前納	377,310円	15,690円	-	5月2日
1年前納	191,030円	4,090円	8,180円	5月2日

3. 雇用保険料の改正

	労働者負担	事業主負担	合計
一般の事業			
平成27年度		5/1000	8.5/1000
平成28年度	平成28年4月1より	4/1000	7/1000

	労働者負担	事業主負担	合計
建設の事業			
平成27年度		6/1000	10.5/1000
平成28年度	平成28年4月1より	5/1000	9/1000

4. 社会保険料の改正

平成28年4月1より

報酬月額給与	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料	
	介護保険第2号被保険者に該当しない場合(40歳未満)		介護保険第2号被保険者に該当する場合(40歳から64歳)		一般の被保険者	
	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		9.97%		11.55%		17.828%
円以上円未満						
～ 63000	5,782	2,891	6,699	3,349		
63000～ 73000	6,779	3,389	7,854	3,927		
73000～ 83000	7,776	3,888	9,009	4,504		
83,000～ 93000	8,773	4,386	10,164	5,082		
中 略						
395000～ 425000	40,877	20,438	47,355	23,677	73,094	36,547
425000～ 455000	43,868	21,934	50,820	25,410	78,443	39,221
455000～ 485000	46,859	23,429	54,285	27,142	83,791	41,895
中 略						
575000～ 605000	58,823	29,411	68,145	34,072	105,185	52,592
605000～ 635000	61,814	30,907	71,610	35,805	110,533	55,266
1175000～ 1235000	64,805	32,402	75,075	37,537		
中 略						
1235000～ 1295000	126,619	63,309	146,685	73,342		
1295000～ 1355000	132,601	66,300	153,615	76,807		
1355000～	138,583	69,291	160,545	80,272		

黄色の部分が平成28年4月より増加になりました。

例えば給与が、月額45万円の方で50歳、扶養親族の人数にかかわらず

月額の健康保険料は、25,410円 厚生年金保険料は、39,221円 約6万5千円が給与から差し引かれます。

また同額を事業所が負担します。